

現況確認(届出事項の事後調査)について

介護給付費等の算定に係る届出事項については、国の留意事項において、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的に調査を行うこととなっています。

つきましては、既に提出されている最新の勤務形態一覧表、平面図等に基づき、人員基準配置、設備基準等の確認をさせていただきます。

なお、確認事項等については下記のとおりです。

	確認事項	確認資料等
人員基準	基準上の人員が配置されているか。	・勤務形態一覧表 ・出勤状況の聞き取り
人員基準	出退勤に係る管理をどのように行っているか。	・出勤簿等の確認
人員基準	(加算を算定している場合)加算の要件を満たす人員が配置されているか。	・勤務形態一覧表 ・出勤状況の聞き取り
運営基準	適切に個別支援計画が作成されているか。	・個別支援計画
設備基準	届出事項と相違ないか。	・現地確認 ・平面図

なお、以下の点につきまして、事業所の職員等へご周知をお願いいたします。

- ①届出事項の確認方法は、聞き取り及び現地の設備等確認で、短時間(20分程度)で終わります。
- ②届出事項の確認内容は、主に人員配置、設備の状況、個別支援計画等についてです。
- ③事前に提出が必要な書類はありませんが、直近の届出済みの勤務形態一覧表と人員配置が異なる場合は、現況確認時に職員にお伝えください。状況に応じて、現在の人員の資格者証等を確認させていただく場合があります。
- ④事業所の現況を確認するためのものですので、事前にお伺いする日時等の連絡は行いません。
- ⑤現況確認を行う北九州市職員は、事業所内への「立入検査証」を携帯しています。それ以外の職員が調査のため、訪問することはありません。